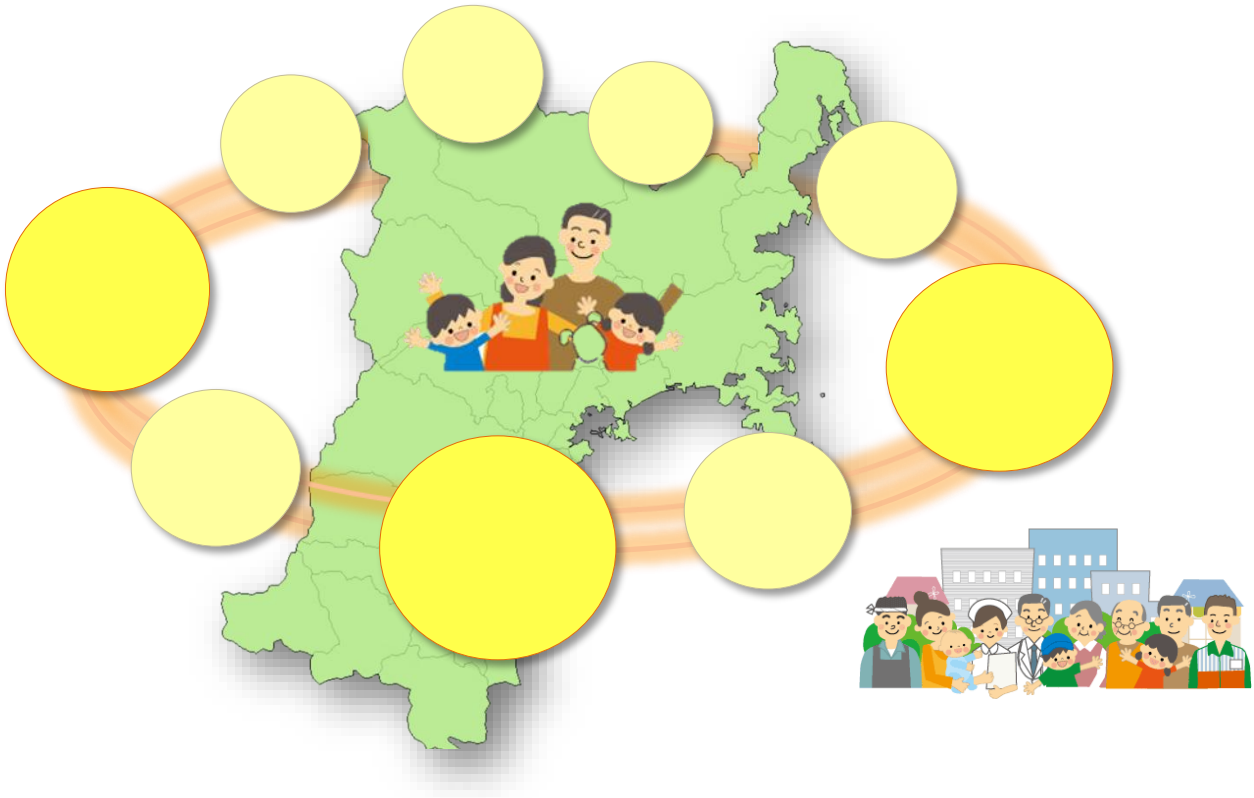
宮城県

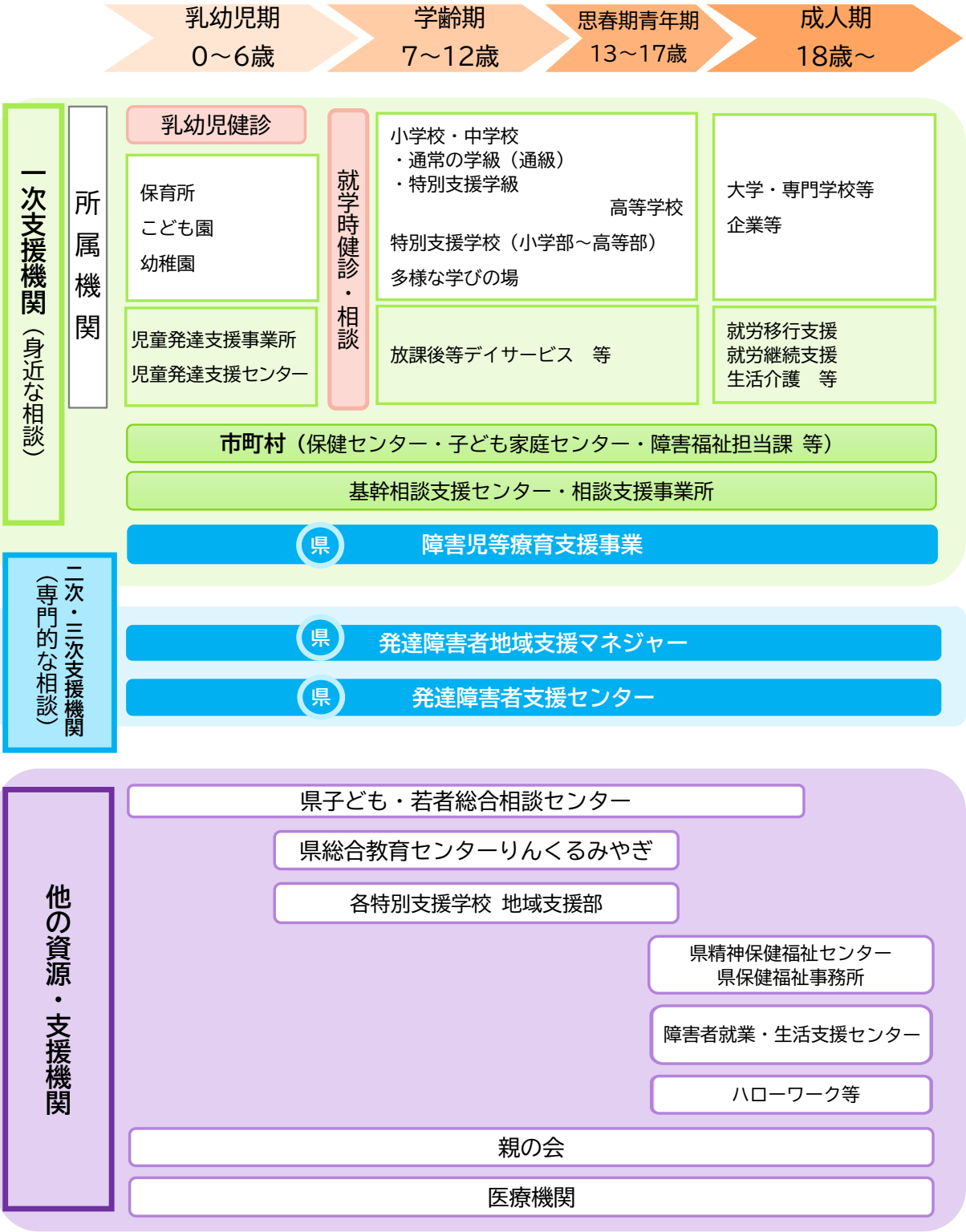
発達障害支援

地域資源ガイドブック



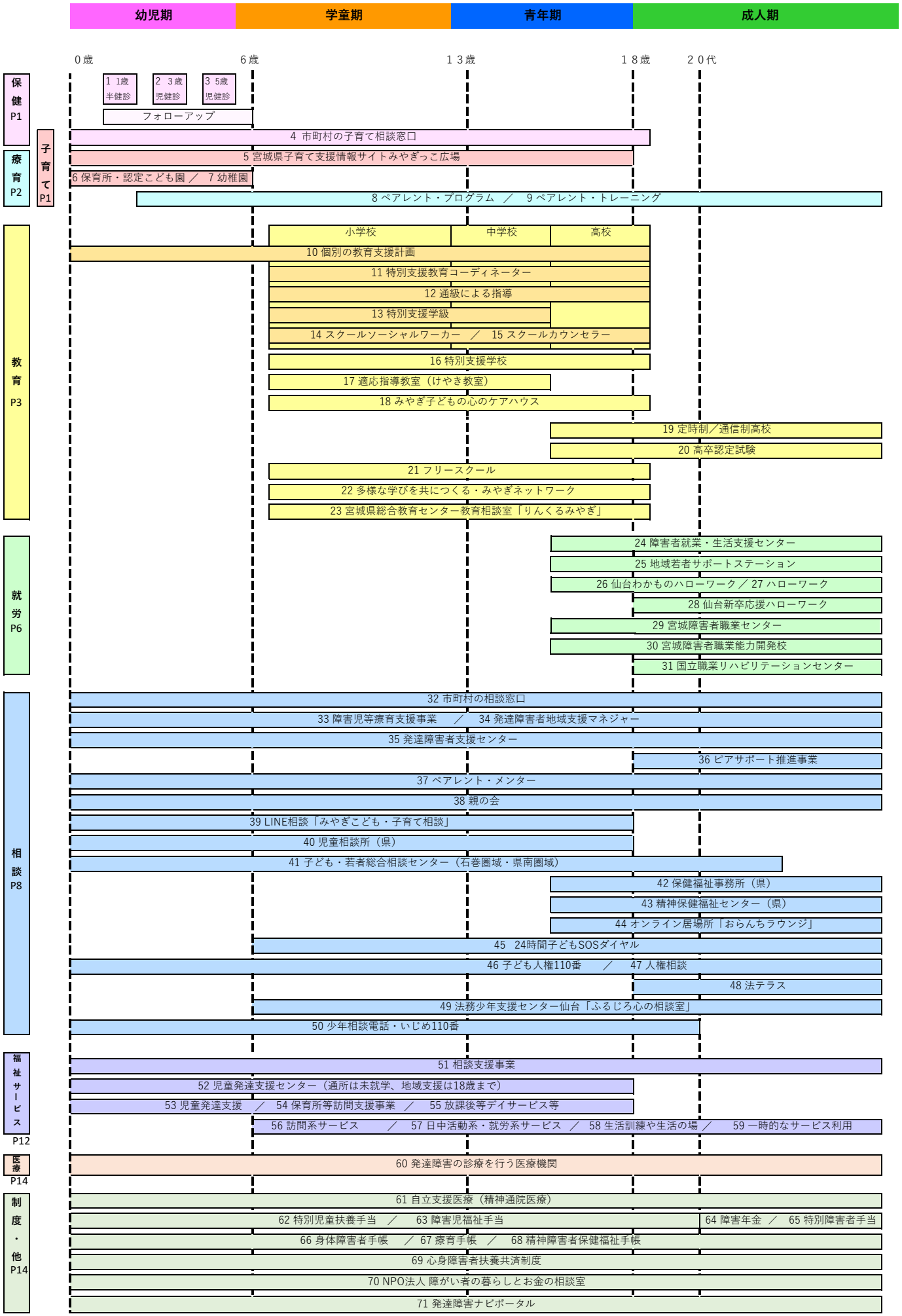
令和８年 11 月

宮城県地域資源マップの概要



宮城県地域資源マップ

各項目の枠をクリックすると、該当ページへ移動します



各項目の枠をクリックすると、該当ページへ移動します

保健/療育/子育て

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
○				1　1歳6か月児健診 2　3歳児健診 3　5歳児健診	県子育て支援情報サイトみやぎっこ広場【乳幼児健診について】 こども家庭庁【5歳児健診ポータル】
○				子どもの心身の順調な発育発達を促すために各市町村で健康診査を行っています。1歳6か月児健診、3歳児健診があります。5歳児健診は市町村によって実施状況が異なります。 【対象】 ・１歳６か月児健診：１歳６か月から２歳未満 ・３歳児健診：３歳０か月から４歳未満 ・５歳児健診：５歳になる年度 【問合せ先】各市町村母子保健担当課	
○	○	○		4　市町村の子育て相談窓口	県子ども・家庭支援課【市町村の子育て相談窓口】
○	○	○		「子育てがつらい」「子どもにどう接したらよいか分からない」などの子育ての悩みや不安は身近な市町村でも相談できます。一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。 【対象】子どもや家庭のことを相談したい方	
○	○	○		5　宮城県子育て支援情報サイトみやぎっこ広場	子育て支援情報サイト「みやぎっこ広場」
○				子育て支援情報のサイト	
○				6　保育所•認定こども園	県義務教育課【幼児教育施設一覧】 県私学・公益法人課【私立学校名簿】
○				保育所・認定こども園では、心身に何らかの障害がある、言葉の遅れがあるなど、発達に心配のある子どもの受け入れもしています。まずは市町村の保健師にご相談ください。 【対象】幼児、家族 【問合せ先】各市町村子育て支援担当課（保育担当課）	
○				7　幼稚園	県義務教育課【公立幼稚園一覧】 県私学・公益法人課【私立学校名簿】
○				多くの公立幼稚園で、障害のある子どもの受け入れを行っています。特別支援教育コーディネーターを配置し、関係機関と連携を図りながら支援しています。市町村の保健師に相談した後、公立幼稚園・こども園または教育委員会に個別に相談してください。また、障害のある子どもを受け入れている私立幼稚園もあります。 【対象】幼児、家族 【問合せ先】公立幼稚園：各市町村子育て支援担当課 私立幼稚園：各幼稚園	

目次にもどる

保健/療育/子育て

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
○	○	○	○	8　ペアレント・プログラム	県子ども総合センター【宮城県ペアレント・プログラム事業】
				子育てに難しさを感じる保護者が子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけること、子育ての仲間を見つける機会とすることを目的とした全6回のプログラムです。発達障害やその傾向がある子どもを持つ保護者だけではなく、様々な子育ての悩みを持つ保護者に有効とされています。 【対象】子どもへのかかわり方を学びたい保護者 【問合せ先】宮城県子ども総合センター発達障害者支援班	
○	○	○	○	9　ペアレント・トレーニング	県子ども総合センター【宮城県ペアレント・トレーニング事業】
				行動理論を理論的背景として構成されたプログラムで、保護者がグループワークやホームワークを通して、子どもの行動の理解、ほめ方、環境調整、不適切な行動への対応等を学びます。プログラムで学んだことを活かして子どもに働きかけることで子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動が改善がされることを目的としています。 【対象】発達障害のある子どもへのかかわり方を学びたい保護者 【問合せ先】宮城県子ども総合センター発達障害者支援班	

目次にもどる

教育

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
○	○	○		10　個別の教育支援計画	県特別支援教育課【就学前からつくる個別の教育支援計画（作成の手引き）】
				特別な支援を必要とする子どもたちに対して、本人や保護者の希望を踏まえながら長期的な視点に立って、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある支援を行うためのものです。教育以外の関係機関等とも連携を図りながら、障害のある児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばすために支援の目標や内容、実施方法等を明確にします。 【対象】特別な教育的支援が必要な子ども（就学前からの子ども対象） 【問合せ先】各学校または市町村教育委員会	
	○	○		11　特別支援教育コーディネーター	
				幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校に配置されています。学校内の関係者や外部の関係機関等との連絡・調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や特別支援教育の推進役といった役割を担っています。 【対象】幼児児童生徒、保護者 【問合せ先】各学校または市町村教育委員会	
	○	○		12　通級による指導	県特別支援教育課【就学支援の手引き】
				小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、一人一人の困難さに応じた指導を「通級指導教室」で行います。 【対象】言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者・身体虚弱者 【問合せ先】各学校または市町村教育委員会	
	○	○		13　特別支援学級	県特別支援教育課【就学支援の手引き】
				小学校、中学校等において障害のある児童生徒が対象となります。障害の状態に応じて自立活動の指導を行うとともに、各教科等による指導、総合的な学習の時間、特別活動、道徳、知的障害がある場合は各教科等を合わせて指導する特別の教育課程を編成し、実態に応じた手立てを講じて指導を行います。 【対象】弱視者、難聴者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、自閉症・情緒障害者、言語障害者 【問合せ先】各学校または市町村教育委員会	
	○	○		14　スクールソーシャルワーカー	県義務教育課【スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用指針・活動の手引き等について】
				児童生徒と児童生徒を取り巻く環境に働き掛けて、保護者、学校、関係機関が協働できるように調整し、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家です。 【対象】在学する児童生徒、保護者 【問合せ先】各学校または市町村教育委員会	

目次にもどる

教育

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
	○	○		15　スクールカウンセラー	県義務教育課【スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用指針・活動の手引き等について】
				カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家です。 【対象】在学する児童生徒、保護者 【問合せ先】各学校または市町村教育委員会	
	○	○		16　特別支援学校	県特別支援教育課【就学支援の手引き】
				障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る教育を行います。また、特別支援教育のセンター的機能として、地域支援コーディネーターが地域の幼稚園等、小、中、高等学校等からの相談に対応します。 【対象】視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者 、肢体不自由者、病弱者 【問合せ先】宮城県特別支援教育課	
	○	○		17　適応指導教室（けやき教室）	県義務教育課【学校に登校していない児童生徒への支援について】
				学校に登校していない児童生徒の社会的自立や学校復帰を図ることを目的とした教室です。 【対象】学校に登校していない児童生徒 【問合せ先】設置市町村教育委員会	
	○	○		18　みやぎ子どもの心のケアハウス	県義務教育課【学校に登校していない児童生徒への支援について】
				学校に登校していない児童生徒とその保護者や、登校することに不安を抱えている児童生徒とその保護者等を対象として、自立支援や学習支援など複合的なサポートを行っています。 【対象】学校に登校していない児童生徒、学校へ登校することに不安を抱えている児童生徒及びいじめ等により学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒 【問合せ先】各市町村教育委員会	
		○	○	19　定時制/通信制高校	県高校教育課【公立高校ガイドブック】
				定時制高校は働きながら高校で学ぶ生徒のために設置されたもので、４時間程度、夜間に学習し、修業年限は４年が原則となっていますが、昼間定時制や、３年間で卒業することができる「三修制」を取り入れている高校もあります。 通信制高校は、『自学自習』を基本としてレポート、スクーリング、試験などを通して単位を修得します。 【対象】義務教育課程を修了したもの 【問合せ先】宮城県高校教育課	

目次にもどる

教育

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
		○	○	20　高卒認定試験	県高校財務・就学支援室【高等学校卒業程度認定試験】
				高校を卒業した人と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験です。合格者は大学・短大・専門学校の受験資格が得られます。また、就職・資格試験等においても高校卒業者と同等に扱われるよう国が経済界等に働きかけを行い、社会的通用性を高めるよう努めているものです。 【対象】１６歳になる年度から受験可 【問合せ先】宮城県高校財務・就学支援室	
	○	○		21　フリースクール	
				学習支援や体験活動等を行う民間の施設です。小学校や中学校に在籍したまま通うことができます。 【対象】学校に登校していない児童生徒 【問合せ先】各フリースクール	
	○	○		22　多様な学びを共につくる・みやぎネットワーク	多様な学びを共につくる・みやぎネットワーク
				宮城県内でフリースクールなど、子どもの居場所に関する活動をしている民間団体のネットワークです。ホームページの「みやぎ子どもの居場所マップ」にフリースクールの情報も掲載しています。	
○	○	○		23　宮城県総合教育センター 教育相談室「りんくるみやぎ」	りんくるみやぎ「児童生徒支援教育相談」 りんくるみやぎ「発達支援教育相談」
				学校に登校していない、諸課題（いじめ、対人関係、進路の悩みなど）がある、発達の遅れや偏りがある等、子どもの悩みについて、公認心理師や電話相談員、指導主事が相談に応じます。 【児童生徒支援教育相談】 ○電話相談（登校・学習・友人関係等に関する相談）　022-784-3567 ○来所相談（要予約）（登校等に関する相談）022-784-3567 【発達支援教育相談】 ○電話教育相談（学習理解・集団生活等についての相談）　022-784-3565 ○来所教育相談（要予約）　（障害及び発達の遅れや偏り等に関する教育相談）022-784-3565 ○発達支援定期巡回教育相談（要予約）　022-784-3565 ○発達支援要請教育相談（要予約）　022-784-3565 【対象】 ・児童生徒支援教育相談 児童生徒、保護者、教職員等 ・発達支援教育相談 幼児児童生徒、保護者、教職員等	

目次にもどる

就労

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
		○	○	24　障害者就業・生活支援センター	県雇用対策課【障害者就業･生活支援センター】
		○	○	障害のある方へ就業面と生活面について一体的な相談・支援を行います。雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行います。 【対象】就職希望または就労中の障害者、障害者を雇用する事業主 【問合せ先】各障害者就業･生活支援センター	
		○	○	25　地域若者サポートステーション	せんだい若者サポートステーション みやぎ北若者サポートステーション 石巻地域若者サポートステーション
		○	○	「働く」への一歩を踏み出したい15歳～49歳までの、現在仕事をされていない方や就学中でない方たちを対象に、働き出す力を引き出し、職場定着するまでを全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。 【対象】15歳～49歳までの就職希望者 【問合せ先】各地域若者サポートステーション	
		○	○	26　仙台わかものハローワーク	宮城労働局【仙台わかものハローワーク】
		○	○	正社員を目指す若者を対象に、担当者制による職業相談から自己理解・職務理解のサポート、能力開発の支援、応募準備のサポート、就職後の職場定着支援まで、一貫した支援を実施しています。 【対象】正社員就職を目指す若者（おおむね35歳未満） 【問合せ先】　022-207-6800	
		○	○	27　ハローワーク(公共職業安定所)	宮城労働局【ハローワークのご案内】
		○	○	障害のある方向けの専門窓口を設置しています。専門知識をもつ職員・相談員が相談に応じ、情報提供や事業主とのマッチングなど、本人に合った就職活動を支援します。 障害のある方のための求人のほか、一般の求人への応募もできます。また、個別にその方にあった求人の提出を事業主に依頼したり、採用面接に同行したりする支援も行っています。 【対象】障害があるため職業生活に相当の制限がある、または著しく困難な方 障害者手帳を所持しない方も対象 【問合せ先】各ハローワーク	

目次にもどる

就労

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
				28　仙台新卒応援ハローワーク	宮城労働局【仙台新卒応援ハローワーク】
			○	大学等の卒業予定者と卒業後おおむね3年以内の既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。就職情報提供や相談サービス等を行います。 【対象】大学等の卒業予定者、卒後３年以内の既卒者 【問合せ先】仙台新卒応援ハローワーク	
				29　宮城障害者職業センター	宮城障害者職業センター
		○	○	就職に向けた相談、職場でのコミュニケーション等職業生活に必要なスキルの習得、就職後の就労継続のための支援を行います。障害のある方を雇用する事業主への助言も行います。休職中の方の職場復帰支援も行っています。 【対象】障害者手帳所持者、診断のある方 【問合せ先】宮城障害者職業センター、職業準備支援室	
				30　宮城障害者職業能力開発校	宮城障害者職業能力開発校
		○	○	国立県営の職業訓練施設です。職業に必要な知識や技能を習得するために、施設内訓練と民間の企業等に委託して実施する委託訓練を行います。 【対象】就職を目的とした職業訓練の受講を希望する障害者 【問合せ先】宮城障害者職業能力開発校	
				31　国立職業リハビリテーションセンター	国立職業リハビリテーションセンター
			○	国立の職業リハビリテーション施設で、障害のある方の職業的自立に役立つ職業訓練及び就職支援等を行っています。発達障害者を対象とした訓練も行っています。 （ハローワークへの登録等が必要です。） 【対象】職業訓練を希望する障害者 【問合せ先】国立職業リハビリテーションセンター	

目次にもどる

相談

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
○	○	○	○	32　市町村の相談窓口	県精神保健推進室【市町村相談窓口】
				身近な相談窓口は市町村です。窓口の名称は市町村によって異なりますが、本人や家族からの「発達のことが気になる」、「利用できるサービスは？」などのご相談をお受けします。 【対象】本人、家族	
○	○	○	○	33　障害児等療育支援事業(所)	県精神保健推進室【障害児等療育支援事業】
				発達の気になる子ども・発達障害がある成人期の方（疑い含む）や家族、支援者が、身近な地域で療育を始めとした支援上の相談ができます。県から委託を受けた事業所で実施しています。障害者手帳や障害福祉サービスの受給者証は不要です。 【対象】障害またはその心配がある方、家族、支援者 【問合せ先】各障害児等療育支援事業所	
○	○	○	○	34　発達障害者地域支援マネジャー	県精神保健推進室【発達障害者地域支援マネジャー】
				発達障害のある方（疑い含む）や家族が身近な地域で支援を受けられる体制をつくるため、各圏域で県から委託を受けた事業所に『発達障害者地域支援マネジャー』を配置しています。心理職等の専門職が、主に支援者からの相談に対応します。 【対象】発達障害またはその心配のある方を支援する支援者 【問合せ先】各発達障害者地域支援マネジャー配置事業所	
○	○	○	○	35　宮城県発達障害者支援センター	県子ども総合センター【発達障害児者への支援について】
				各圏域の発達障害者地域支援マネジャーと連携した支援者支援、研修実施、家族支援事業の普及等により支援体制づくりを行います。【相談支援窓口】では、ご本人・ご家族が地域の支援機関につながれるように情報提供等を行います。 【対象】発達障害またはその心配のある方を支援する支援者 【問合せ先】宮城県子ども総合センター発達障害者支援班	
			○	36　ピアサポート推進事業	県子ども総合センター【発達障害当事者交流会】
				発達障害のある本人を対象に、同じような体験を持つ方同士が交流して支えあう活動を支援するため、「当事者交流会」を実施しています。開催情報は「子ども総合センター」ホームページでご確認ください。 【対象】おおむね18歳以上の本人	

目次にもどる

相談

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
○	○	○	○	37　ペアレント・メンター	県子ども総合センター【宮城県発達障害ペアレント・メンター事業】
				発達障害の子どもを育てた経験があり、一定の研修等を受けた保護者が「ペアレント・メンター」として、現在子育て中の保護者の話を聴いたり、自身の体験談を話したりします。ペアレント・メンターは専門家とは異なるため、個別相談に応じることはできませんが、子育てを経験した保護者として、共感し、寄り添うことができます。 【対象】発達障害のある子どもの家族、支援者 【問合せ先】宮城県子ども総合センター発達障害者支援班	
○	○	○	○	38　親の会	県障害福祉課【障害児者の保健福祉サービス情報39】 肢体不自由児協会事業【障がいのある子どもの親の会　ご紹介】
				発達障害の子どもを育てる中で、同じ悩みや子育てについて相談できる仲間は、心強い存在です。研修会や勉強会を開いたり、子ども達に様々な経験を提供する活動をしたりしている団体もあります。色々な親の会がありますので、市町村の障害福祉担当課や障害児等療育支援事業所などにお尋ねください。 （肢体不自由児協会事業「障がいのある子どもの親の会　ご紹介」に）掲載している親の会の情報は作成時点のものです。団体の運営体制の変更等により、連絡先や活動状況が変更されている場合があります。 【対象】家族 【問合せ先】各市町村福祉担当課	
○	○	△		39　LINE相談「みやぎこども・子育て相談」	県子ども・家庭支援課【LINE相談「みやぎこども・子育て相談」】
				「面談では相談しにくい。」「友だちや家族には相談できない。」など、子育て・家庭・親子関係などの悩みを持つ方が気軽に相談できるよう、LINEを活用した相談窓口を開設しています。相談料は無料です。 【対象】県内（仙台市を除く）にお住まいの子ども及びその保護者など	
○	○	△		40　児童相談所(県)	県HP【施設（各種センター、児童相談所等）】
				18歳未満の子どもについての相談をお受けします。また、療育手帳の交付についての判定も行っています。 【対象】本人、家族、支援者等 【問合せ先】各児童相談所	

（△は、相談内容等により対象となる場合があります。）

目次にもどる

相談

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
○	○	○	○	41　子ども・若者総合相談センター （石巻圏域・県南圏域）	県共同参画社会推進課【石巻圏域子ども・若者総合相談センター】 県共同参画社会推進課【県南圏域子ども・若者総合支援センター】
				当該圏域の居住者を対象に様々な相談に応じるワンストップ相談サービスを実施し、相談内容に応じて関係機関の紹介や情報提供、助言を行います。 【対象】おおむね39歳までの方とその家族等 （石巻圏域） 石巻市、東松島市、女川町、登米市、気仙沼市、南三陸町 （県南圏域） 白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町 【問合せ先】 ・石巻圏域子ども・若者総合相談センター ・県南圏域子ども・若者総合支援センター（愛称：YuRaRi（ゆらり）） 	
		△	○	42　保健福祉事務所(県)	県HP【保健福祉事務所（地域事務所、支所）】
				こころの病気に関する不安や悩みほか、ひきこもりや思春期のこころの問題、アルコールなどの依存症に関する相談などに、市町村と連携して支援します。こころの専門家に相談することもできます。専門医等による相談を行っている保健福祉事務所もあります。 【対象】本人、家族、支援者等（仙台市在住の方を除く） 【問合せ先】各保健福祉事務所	
		△	○	43　宮城県精神保健福祉センター	県精神保健福祉センター
				こころの健康相談、対人関係の悩み、依存症に関する問題、思春期やひきこもりの問題等に対応しています。ご相談の内容によっては、他の機関を案内させていただくこともあります。 【対象】本人、家族、支援者等（仙台市在住の方を除く） 【こころの悩みの相談】 ・面接相談（要予約）　0229-23-1603 ・電話相談 こころの相談電話　　0229-23-0302 宮城県ひきこもり地域支援センター相談電話　0229-23-0024 宮城県自死対策推進センター相談電話　0229-23-0028	
		△	○	44　オンライン居場所「おらんちラウンジ」	県精神保健推進室【オンライン居場所「おらんちラウンジ」について】
				ひきこもり状態にあり、対面でのコミュニケーションや外出が難しい方のためオンラインの居場所を開設しています。おひとりおひとりの状況に合わせて、交流・相談・学習などの活動を行います。 【対象】義務教育終了後ひきこもり状態にある方（仙台市在住の方を除く）	

（△は、相談内容等により対象となる場合があります。）

目次にもどる

相談

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
				45　24時間子どもSOSダイヤル	文部科学省　24時間子どもSOSダイヤル
	○	○	○	全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめやその他のSOSをより簡単に相談することができます。下記のダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続します。 【対象】本人 【相談電話】0120-0-78310	
○	○	○		46　子どもの人権110番	法務省【こどもの人権110番】
				いじめなどの子どもの人権問題に関する専用相談ダイヤルです。通話は無料です。 【対象】本人、家族等 【相談電話】 0120-007-110	
○	○	○	○	47　人権相談	仙台法務局【人権相談】
				差別や虐待、ハラスメント、インターネットによる誹謗中傷等、様々な人権問題について、法務局職員や人権擁護委員が相談をお受けします。 【対象】本人、家族等	
			○	48　法テラス宮城	日本司法支援センター　法テラス宮城
				経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、弁護士・司法書士と面談、電話等により、無料で法律相談が受けられます。（※資力（収入や預貯金）要件有。事前予約制。） また、高齢や障がい等で認知機能が十分でない方（特定援助対象者）を対象に、資力に関わらず、出張法律相談が受けられます。（※地域包括支援センターや社会福祉協議会など、関係機関の支援者の方からの申込みが必要です。なお、一定基準以上の資力をお持ちの方には、相談料5,000円+消費税をご負担いただきます。） 【対象】収入や資産が一定基準以下の方で、相談内容が民事法律扶助の趣旨に適すること。回数制限有。 【問合せ先】050-3383-5538（相談予約）	
	○	○	○	49　法務少年支援センター仙台 「ふるじろ心の相談室」	法務少年支援センター仙台「ふるじろ心の相談室」
				非行・犯罪や問題行動等でお悩みの方の心理相談に応じています。問題行動等の見立て、指導等を専門とする職員が対応します。 【対象】本人、家族、支援者（成人も対象） 【問合せ先】 022-286-2322（相談専用）	
○	○	○	○	50　少年相談電話 いじめ110番	県警察【少年課】
				子ども（20歳未満）に関する問題行動（非行）やいじめ等に関する相談窓口です。相談内容に応じて関係機関と連携を図ることもあります。 【対象】20 歳未満の方 【問合せ先】県警少年課 ・少年相談電話　022-222-4970　　・いじめ１１０番　022-221-7867	

目次にもどる

福祉サービス/療育

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
○	○	○	○	51　相談支援事業	福祉・保健・医療の情報サイト（WAM NET） 県障害福祉課【障害児者の保健福祉サービス情報 18】
				障害のある本人や家族からの相談を受け、情報提供や障害福祉サービス利用のサポートを行います。障害福祉サービスを利用する場合、相談支援専門員が、本人や保護者（子どもの場合）のニーズを汲み取りながら、必要なサービスを組み合わせて、利用する計画を立てます。計画案を元に、市町村で支給決定を行い、本人や保護者（子ども場合）も入ったサービス担当者会議を経て、サービス利用が始まります。 【対象】本人、家族、支援者 ※障害福祉サービスの利用には市町村発行の「受給者証」が必要 【問合せ先】各市町村障害福祉担当課	
○	○	○		52　児童発達支援センター	県障害福祉課【障害児者の保健福祉サービス情報 19】
				未就学の障害のある子どもが事業所に通いながら、集団で遊んだり、新しいことを覚えたり、日常生活の様々な習慣を身につけるために専門的な支援を受ける場です。家族へのサポートや、地域の支援機関への専門的な助言なども行います。 【対象】未就学の子ども、家族、支援者 ※障害福祉サービスの利用には市町村発行の「受給者証」が必要 【問合せ先】各市町村障害福祉担当課	
○				53　児童発達支援事業所（障害児通所系サービス）	福祉・保健・医療の情報サイト（WAM NET）
				未就学の障害のある子どもが事業所に通いながら、集団で遊んだり、新しいことを覚えたり、日常生活の様々な習慣を身につける支援を受ける場です。障害手帳所持を問わず、市町村保健センター、児童相談所、医師等に療育の必要性が認められれば利用できます。 【対象】未就学の子ども、家族 ※障害福祉サービスの利用には市町村発行の「受給者証」が必要 【問合せ先】各市町村障害福祉担当課	
○	○	○		54　保育所等訪問支援事業（障害児通所系サービス）	福祉・保健・医療の情報サイト（WAM NET）
				障害のある子どもが集団生活に適応することができるように、訪問支援員が保育所等を訪問して、専門的な支援やスタッフへの助言などを行います。 【対象】18歳未満の子ども、家族、子どもの所属機関 ※障害福祉サービスの利用には市町村発行の「受給者証」が必要 【問合せ先】各市町村障害福祉担当課	

目次にもどる

福祉サービス/療育

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
				55　放課後等デイサービス事業 （障害児通所系サービス）	福祉・保健・医療の情報サイト（WAM NET）
	○	○		学校に通っている障害のある子どもの放課後や長期休暇中の居場所となり、生活能力や集団生活への適応を高めるための支援を行います。 【対象】18歳未満の就学児 ※障害福祉サービスの利用には市町村発行の「受給者証」が必要 【問合せ先】各市町村障害福祉担当課	
				56　【訪問系サービス】	福祉・保健・医療の情報サイト（WAM NET）
	○※	○	○	（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援、移動支援） ヘルパーが自宅を訪問して食事等の介護や家事支援などを行います。外出時の同行支援を受けることもできます。 【問合せ先】各市町村障害福祉担当課	
				57　【日中活動系・就労系サービス】	福祉・保健・医療の情報サイト（WAM NET）
	○※	○	○	（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、生活介護、自立訓練、地域活動支援センター） 事業所に通所して生産活動や地域交流、就労に向けた訓練などを行います。雇用契約に基づいて就労するサービスもあります。 【問合せ先】各市町村障害福祉担当課	
				58　【生活訓練や生活の場】	福祉・保健・医療の情報サイト（WAM NET）
	○※	○	○	（施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、自立生活援助、療養介護） 施設やグループホームに入所して生活の支援を受けることができます。自立した生活ができるように生活能力を身につけるための訓練を一定期間行うサービスもあります。 【問合せ先】各市町村障害福祉担当課	
				59　【一時的なサービス利用】	福祉・保健・医療の情報サイト（WAM NET）
	○※	○	○	（短期入所、日中一時支援） 家族が病気の場合などに短期間、施設で支援を受けられます。宿泊を伴うものと、日中時間帯に一時的に預かってもらえるものがあります。 【問合せ先】各市町村障害福祉担当課	

（○※は、各サービスまたは市町村によって異なる場合があります。）

目次にもどる

医療/制度・他

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
○	○	○	○	60　発達障害の診療を行う医療機関	医療情報ネット（ナビイ） 県精神保健推進室【発達障害の診療を行っている医療機関】
				発達障害の診断や診療を行う医療機関を探す場合は、上記リンクをご参照ください。受診を希望される場合は、事前に各医療機関に直接お問い合わせください。	
○	○	○	○	61　自立支援医療（精神通院医療）	県障害福祉課【障害児者の保健福祉サービス情報29】
				精神障害により、継続的に通院治療が必要な場合、障害者総合支援法による自立支援医療の申請が可能です。自己負担は１割（所得に応じて上限額設定）で、主治医の意見書が必要です。発達障害においても、継続的に通院治療が必要な場合は該当することがあります。 【対象】年齢制限はありません 【問合せ先】県精神保健福祉センター／各市町村担当課	
○	○	○		62　特別児童扶養手当	県障害福祉課【特別児童扶養手当について】
				精神又は身体に障害のある20歳未満の児童の福祉の向上を図るため、児童を監護する父母又は養育者に対し国から支給されます。障害程度に応じて、1級又は2級に区分されます。 【対象】20 歳未満の方 【問合せ・申請先】各市町村の福祉担当課	
○	○	○		63　障害児福祉手当	県障害福祉課【障害児者の保健福祉サービス情報36】
				精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の方に支給されます。 【対象】 20 歳未満の方 【問合せ先】 各市町村の福祉担当課	
			○	64　障害年金(障害基礎年金)	日本年金機構
				国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるときに支給されます。 【問合せ先】各年金事務所	

目次にもどる

医療/制度・他

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
				65　特別障害者手当	県障害福祉課【障害児者の保健福祉サービス情報36】
			○	精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の方に支給されます。 【対象】20歳以上の方 【問合せ先】 各市町村の福祉担当課	
○	○	○	○	66　身体障害者手帳	県障害福祉課【障害児者の保健福祉サービス情報 11】
				身体に一定以上の永続する障害を有すると認定された方に対して、自立と社会経済活動への参加を促進するため交付されるものです。 【対象】身体障害者福祉法別表に該当する「永続する」機能障害がある方 【問合せ先】 ・市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課 ・宮城県リハビリテーション支援センター 電話 022-784-3591	
○	○	○	○	67　療育手帳	県障害福祉課【障害児者の保健福祉サービス情報 12】
				知的な発達の遅れにより日常生活に支障があるため何らかの支援を必要とする方が、各種福祉サービス等を受けやすくする制度です。障害の程度によりＡ又はＢに区分されます。 【対象】知的障害と判定された方 【問合せ先】市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課	
○	○	○	○	68　精神障害者保健福祉手帳	県障害福祉課【障害児者の保健福祉サービス情報 13】
				精神障害のある方の社会復帰・社会参加の促進と自立を目的として交付されます。障害の程度により１級から３級まであります。知的障害のない発達障害者は、精神障害者保健福祉手帳の申請を行うことができます。 【対象】精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活に制限のある方（知的障害者の方は、療育手帳の対象になります。） 【問合せ先】 ・市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課 ・宮城県精神保健福祉センター 電話 0229-23-0021	

目次にもどる

医療/制度・他

幼児期（0～5歳）	学童期（～12歳）	青年期（～18歳）	成人期（18歳～）	名　称	リンク先
○	○	○	○	69　心身障害者扶養共済制度	県障害福祉課【心身障害者扶養共済制度】
				障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。 【対象】65歳未満の方 【問合せ先】 ・各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課 ・宮城県障害福祉課	
○	○	○	○	70　NPO法人障がい者の暮らしとお金の相談室 「親なきあと」相談室　仙台・宮城事務局	NPO法人障がい者の暮らしとお金の相談室「親なきあと」 相談室　仙台・宮城事務局
				ひきこもり状態にある方、障害のある方の「親なきあと」や家族全体の将来の暮らしについての相談に対応し、ライフプランの作成を通してその対策の支援を行います。勉強会などの講師依頼も受け付けています。 【対象】ひきこもり状態にある方、障害のある方の家族、関係団体	
○	○	○	○	71　発達障害ナビポータル	発達障害ナビポータル
				厚生労働省と文部科学省の協力の下、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）の両センターが共同で運用する発達障害に関する情報に特化したポータルサイトです。	

仙台市にお住まいの方

発達障害に関するご相談等は、仙台市発達相談支援センター（アーチル）へお問い合わせください。	仙台市発達相談支援センター（アーチル）
【問合せ先】 ・仙台市健康福祉局北部発達相談支援センター（北部アーチル）：青葉区・宮城野区・泉区にお住まいの方 ・仙台市健康福祉局南部発達相談支援センター（南部アーチル）：若林区・太白区にお住まいの方	

目次にもどる

発行日：令和 8 年 11 月 1 日
作　成：宮城県保健福祉部精神保健推進室
〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1
電話：022-211-2543

宮城県発達障害者支援センター
（宮城県子ども総合センター　発達障害者支援班）
〒981-1217　宮城県名取市美田園二丁目 1-4（まなウェルみやぎ）
電話：022-748-5660